

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-6

原子力防災組織の改善に関する考え方

1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化，原子力防災組織の増員及び核燃料取扱主任者の原子力防災組織内における位置付けの明確化
重大事故等の収束に向けて，原子力防災管理者，副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。
また，核燃料取扱主任者については，再処理施設の組織とは独立した立場としており，原子力防災管理者への助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け，確実な事故収束を図る。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定，必要な要員及び資機材の確保）
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ，再処理施設においても同様な機能を有する候補地をあらかじめ選定し，必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定にあたっては，放射性物質が放出された場合を考慮し，再処理施設から半径 5 km（原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域：UPZ）圏外の地点に選定する。

3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置，定期的な訓練の実施，組織のさらなる拡充に向けての検討）
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず，ロボット，無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同等な資機材をあらかじめ確保し，訓練により操作に習熟する。現在，原子力事業者共同で支援組織を運用しており，平成 28 年 3 月に要員及び資機材を増強し，平成 28 年 12 月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。

4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず，事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ，訓練参加者が自ら考え，活動する原子力防災訓練を実施していく。

令和 2 年 3 月 27 日 R1

補足説明資料 1-7

品質・保安会議について

品質・保安会議に関しては、「品質・保安会議規程」に以下の内容を定めている。

(目的)

第1条 本規程は、品質保証活動、施設の保安および防災活動等に関する重要事項について、全社的観点から審議し、または報告する品質・保安会議（以下「本会議」という。）を設置し、運営することを目的とし、「全社品質保証計画書」に基づき制定する。

(構成)

第2条 本会議は、社長が選任する以下の議長および委員をもって構成する。

議長：副社長執行役員（安全担当）

委員：安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長、燃料製造事業部長、濃縮安全・品質部長、埋設計画部長、再処理計画部長、各施設核燃料取扱主任者および廃棄物取扱主任者

(審議事項)

第8条 本会議は、次の各号に定める事項について、基本方針を全社的観点から審議する。また、必要に応じて具体的事項も審議することができる。

【保安規定に基づく審議事項（保安規定の認可を受ける前の施設に関しても適用する。）】

- (1) 施設の事業変更許可申請を伴う変更に関する事項
- (2) 保安規定の変更に関する事項
- (3) 施設の定期的な評価に関する事項
- (4) 加工施設、再処理施設および廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画に係る事項
- (5) 役員等への安全に係る教育を実施する計画（教育内容、実施時期等）に関する事項
- (6) 以下に示す、社長が必要と認める品質保証に関する事項
 - a. 事業部または技術本部が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項（当該事業部または本部以外への影響がある場合）
 - b. 安全・品質本部および監査室が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項
 - c. 社内外で発生した全社に係る保安上重要な事象に対する計画・結果等に関する事項
 - d. 全社品質保証計画書の改正に関する事項
 - e. 品質保証連絡会からの品質保証に関する付議事項

- f. 本規程および品質・保安会議運営要則の改正に関する事項
- g. マネジメントレビューの運営に関する事項
- h. 全社の品質マネジメントシステム構築の基本方針等、全社大の品質マネジメントシステムに影響を与える事項
- i. 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化醸成に関する事項
- j. その他保安活動に関する重要事項

【上記以外の審議事項】

- (7) 施設の事業許可申請または保安規定の制定に関する事項
 - (8) 原子力事業者防災業務計画の作成または修正に関する事項
 - (9) その他防災活動に関する重要事項
 - (10) 製品に関する品質保証に係る重要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項については、本会議の審議対象外とする。
- (1) 規定内容の変更を伴わない表現の見直し
(誤記訂正、組織改正に伴う組織名称の変更、人事異動に伴う変更等)
 - (2) 前項(2)または前項(6)d.の審議に伴い本会議が了承した事項の単なる関連文書への反映

(報告事項)

第9条 本会議の報告事項は、以下のとおりとする。

- (1) 第8条第2項の適用を受けて審議対象外とするもののうち、社外に提出する正式文書に関する事項
- (2) 本会議結果に対する社長からの指示事項および処置結果に関する事項
- (3) 本会議における議長からの指示事項に対する処置結果に関する事項
- (4) 役員等への安全に係る教育の実施結果に関する事項
- (5) ISO 認証取得（更新を含む）に関する事項
- (6) 事業部または技術本部が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項（当該事業部または本部以外への影響がない場合）
- (7) 事業者対応方針に基づいて策定した業務の計画および実施状況のうち、特に必要と認められる事項
- (8) その他、議長が必要と判断した事項

令和 2 年 3 月 27 日 R1

補足説明資料 1-8

再処理安全委員会の運営について

再処理安全委員会の運営に関しては、「再処理事業部再処理安全委員会運営要領」に以下の内容を定めている。

1. 目的

本要領は、「再処理事業所 再処理施設保安規定」（以下、「保安規定」という。）第21条、第30条の3、「再処理施設 試験運転全体計画書」および「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」（以下、「品質保証計画書運用要則」という。）に基づき、再処理事業部長（以下、「事業部長」という。）または技術本部長の諮問を受け保安規定第21条第1項各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議することを目的に設置する再処理安全委員会（以下、「安全委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定め、安全委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

5. 構成

- (1) 安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
- (2) 事業部長は、保安に係る職務ならびに専門分野（臨界、閉じ込め、火災および爆発等）における学識経験等を勘案して委員を選任する。

8. 安全委員会審議に関する事項

8. 1 安全委員会審議事項

(1) 「保安規定」に基づく審議事項

安全委員会は、「保安規定」第21条第1項および30条の3に基づき、以下に定める事項について審議する。ただし、軽微な変更等は8.6の手続きを経て審議を除外することができる。

- a. 「保安規定」および「全社品質保証計画書運用要則」の変更
- b. 「保安規定」第28条、第29条、第79条、第121条、第122条および第124条第2項に基づく以下の計画
 - (a) 試験操作計画（「保安規定」第28条）
 - (b) 再処理施設の使用計画（「保安規定」第29条）
 - (c) 改造計画（「保安規定」第79条）

安全上重要な施設の安全機能に係る改造の計画
 - (d) 保安教育の実施計画（「保安規定」第121条および第122条）
 - (e) 再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画（「保安規定」第124条第2項）
- c. 「保安規定」第22条、第61条、第74条、第81条、第89条および第107条に基づく規定ならびに第29条の2第1項および第30条第3項に基づく計画（別表-1）の制定、改正および廃止

- d. 「保安規定」第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条および第120条に基づき事業部長が定める品質保証に係る規定（別表－1）の制定、改正および廃止
 - e. 「保安規定」第124条第1項に基づく定期的な評価
 - (a) 10年間を超えない期間ごとの定期的な評価
 - ①再処理施設における保安活動の実施状況
 - ②再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況
 - (b) 操業開始後20年を経過する日までの経年変化に関する技術的な評価
 - f. 「保安規定」第30条の3に基づく使用済燃料による総合試験の操作における不適合等のうち、「保安規定」別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置も含む）
 - g. その他事業部長または技術本部長が必要と認める事項
 - (a) 審議対象事項
 - ア. 再処理事業指定申請書の変更
 - イ. 「再処理事業部 設計管理要領」に基づく安全上重要な施設の安全機能に係る設計の場合の設計レビュー
 - ウ. 「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」に基づく定例マネジメントレビューへのインプット情報
 - エ. 「事業者対応方針管理規程」に基づく事業者対応方針
 - (b) 事業部長または技術本部長が必要性を判断する事項
 - ア. 「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取り組みについて」（事業者対応方針）に基づく保安上重要な事象に係る計画および実施結果
 - イ. その他保安上必要な事項として事業部長または技術本部長が諮問する事項
- (2) 「再処理施設 試験運転全体計画書」に基づく審議事項
 安全委員会は、「再処理施設 試験運転全体計画書」に基づき、以下に定める事項について審議する。ただし、軽微な変更等は8.6の手続きを経て審議を除外することができる。
- a. 「再処理施設 試験運転全体計画書」の変更
 - b. 試験計画書
 - c. 試験全体報告書
 - d. 次ステップへの移行条件
 - e. 保安上重要な不適合等の対応
 - (8.1.(1)f.の審議事項と同様)
 - f. 教育訓練の全体計画
- (3) その他の審議事項
 安全委員会は、事業部長が必要と認め安全委員会に諮問する以下を含む

事項について審議する。ただし、軽微な変更等は8.6の手続きを経て審議を除外することができる。

- a. 「再処理事業所 再処理事業部原子力事業者防災業務計画」の作成および変更

9. 安全委員会報告に関する事項

9.1 安全委員会報告事項

安全委員会への報告事項は、次の事項とする。

- ・ 専門部会の定期活動報告

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-9

品質・保安会議の開催実績（平成30年度）（再処理施設関連）

実施日	審議・報告内容
4月5日	非常用電源建屋 恒久対策後の雨水浸入に対する追加対策について
	事業者対応方針 資料1の改定について
4月10日	再処理事業変更許可申請書の一部補正（第12回）の実施について
4月10日	再処理事業変更許可申請書の一部補正（第12回）の実施について
4月19日	「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）改定3について
4月23日	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書（改定3）について
5月10日	雨水流入に関する計画書の改正について
5月25日	防災訓練結果報告書の記載内容について
6月11日	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実実施計画の改正
	「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場の状況把握」等に関する計画書の改定
	「保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書の改定
6月25日	再処理事業変更許可申請書の一部補正（第14回）の実施について
6月26日	「保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書の改定
6月28日	再処理施設保安規定の変更について
7月30日	「再処理工場 雨水流入に関する対応 全体計画書」の改正について
8月30日	非常用電源建屋 配管ピットの雨水流入に対する恒久対策について（最終報告）
9月25日	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実実施計画の改正
	「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場の状況把握」等に関する計画書の改定
	「保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書」の改定
	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書（改定4）について
10月2日	再処理事業変更許可申請書の一部補正（第15回）
10月31日	事業者対応方針の進捗について

品質・保安会議の開催実績（平成30年度）（再処理施設関連）

実施日	審議・報告内容
11月5日	再処理工場のGA建屋 配管ピットを管理下に置くための活動報告書の改正について
11月27日	品質・保安会議からの指示事項への回答について（再処理事業部）
12月4日	事業者対応方針の進捗について
12月11日	再処理施設保安規定変更申請の一部補正について
12月21日	「再処理施設 廃止措置実施方針」の新規作成について
	事業者対応方針の進捗について
1月8日	再処理施設保安規定変更申請の一部補正（再補正）について
1月16日	事業者対応方針の進捗について
1月23日	原子力事業者防災業務計画の修正について
1月28日	再処理工場の全設備を管理下に置くための活動経過報告（STEP1 完了）
	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画の改正
2月1日	事業者対応方針の進捗について
2月12日	事業者対応方針の進捗について
2月25日	新規制基準対応に係る再処理事業の変更許可申請書の一部補正について（第16回）
	事業者対応方針の進捗について
3月14日	事業者対応方針の進捗について
	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書（改定6）について
3月26日	「再処理工場 雨水流入に関する対応 全体計画書」に対する活動報告書について
	事業者対応方針の進捗について

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-10

再処理安全委員会の開催実績（平成30年度）

開催日	審議・報告内容
4月4日	再処理事業の変更許可申請書の 一部補正（第12回）の実施について
4月6日	セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）改定3 について 再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第12回）の実施について
4月9日	雨水対応に関する計画書の審議
4月17日	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書の改定について（改定3）
4月18日	マネジメントレビューへのインプット情報
4月23日	マネジメントレビューへのインプット情報
4月27日	雨水対応に関する計画書の審議
5月17日	「JAEA大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書に基づく改善計画書の改正
5月25日	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施 計画書の改定について 「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場の状況の把握」等に関する計画書の改定について 保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書の改定について
5月30日	「交流電源供給機能等喪失時の体制に係る計画」の改正について 2017年度下期閉じ込め専門部会 定期報告 臨界安全専門部会の2017年度下期活動報告について
6月6日	再処理事業部 設計管理要領の改正 再処理事業部 文書管理要領の改正
6月11日	JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書の制定について
6月18日	高レベル廃液ガラス固化建屋 新規制基準のうち重大事故等対処設備に係る設計及び工事 JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書の制定について
6月19日	再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第14回）の実施について
6月20日	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 貯蔵室のしゃへいハッチ設置工事（改造計画書に係る審議） 「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施 計画書の改定について
6月26日	「再処理事業所再処理施設保安規定」の改正について（組織改正に伴う変更等）
7月13日	再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第14回）の実施について
7月19日	前処理建屋 新規制基準対策のうち重大事故対処設備に係る追加設計レビューについて

再処理安全委員会の開催実績（平成30年度）

開催日	審議・報告内容
7月20日	<新規制基準対応>屋外ダクト等の竜巻防護対策工事に係る建築工事（AC） 再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第14回）の実施について
7月24日	再処理工場 雨水流入に関する対応 全体計画書の改正について
8月7日	再処理事業部 設計管理要領の改正
8月8日	非常用電源建屋 配管ピットの雨水流入に対する恒久対策の実施結果について
8月9日	保安活動への取り組みができないことへの対応に係る全体計画書の改定について 「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場の状況の把握」等に関する計画書の改定について 「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書の改定について
8月24日	JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書の改正について
9月3日	再処理工場のGA建屋 配管ピットを管理下に置くための活動結果について（改正1）
9月10日	新規制基準（第十一条 溢水による損傷の防止）被水防護対策のうち安重計器の防滴機能を有する機器への交換
9月11日	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書（改定4）
9月21日	会議体の機能が目的に沿ったものとなっているかのセルフチェック
9月27日	再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第14回）の実施について
10月29日	分離建屋 新規制基準のうち重大事故等対処設備の設計および工事に係る設計レビュー 精製建屋 新規制基準のうち重大事故等対処設備に係る設計および工事 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 新規制基準のうち重大事故等対処設備に係る設計および工事
11月2日	「再処理工場 雨水流入に関する貫通部再調査（カテゴリ2）」調査結果報告書
11月9日	マネジメントレビューへのインプット情報
11月27日	再処理事業所 再処理施設保安規定の変更（一部補正）について（改正29）
12月12日	再処理事業の変更許可申請書の一部補正（第16回）の実施について
12月13日	「再処理施設 廃止措置実施方針」の新規作成について
12月25日	再処理施設 改造計画書「新規制基準 主排気筒（A1）竜巻防護対策工事」〔保安規定第79条に基づく計画〕
12月26日	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書の改定について
1月7日	再処理事業所 再処理施設保安規定の変更（一部補正）について（改正29）

再処理安全委員会の開催実績（平成30年度）

開催日	審議・報告内容
1月8日	再処理施設 改造計画書「新規制基準 主排気筒（A1）竜巻防護対策工事〔保安規定第79条に基づく計画〕
1月10日	「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画の修正について」
1月15日	2019年度再処理施設使用計画の作成について
	臨界安全専門部会の2018年度上期活動報告について
	閉じ込め専門部会の2018年度上期活動報告について
1月17日	「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画の修正について」
1月22日	「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」の改正について
	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領 第44次改正について
	再処理事業部 異常・非常時対策要領 第67次改正について
1月23日	JAEA大洗内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書
1月25日	再処理工場の全設備を管理下に置くための計画に係る報告書
1月28日	JAEA大洗内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書
1月30日	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書の改正について（改正5）
2月6日	再処理事業部の変更許可申請書の一部補正（第16回）の実施について
2月7日	「再処理事業所 初期消火活動の体制に係る計画」の改正について
2月15日	再処理事業部の変更許可申請書の一部補正（第16回）の実施について
2月18日	再処理事業部の変更許可申請書の一部補正（第16回）の実施について
2月19日	再処理事業部の変更許可申請書の一部補正（第16回）の実施について
2月25日	「新規制基準(第七条 地震による損傷の防止)のうち使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の耐震補強」のうち、安全冷却水系冷却塔A, Bの自然現象を考慮した設計の改正について
3月5日	「再処理事業所 交流電源供給機能等喪失時の体制に係る計画」の改正について
3月11日	再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書の改定について
3月19日	「再処理工場 雨水流入に関する対応 全体計画書」に対する活動報告書
	2019年度 再処理施設保安教育実施計画の策定

再処理安全委員会の開催実績（平成30年度）

開催日	審議・報告内容
3月20日	「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場状況の把握」等に関する計画書の改定について（再処理事業部）
	「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場状況の把握」等に関する計画書の新規作成について（技術本部）
	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書の改定について（再処理事業部）
	「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書の新規作成について（技術本部）
	保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書の改定について（再処理事業部）
	保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書の新規制定について（技術本部）
	「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）の改定について
	「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（技術本部）の新規作成について
3月26日	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 安全冷却水設備系統バイパス
3月27日	「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）の改定について
	「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（技術本部）の新規作成について
3月28日	「再処理事業所 交流電源供給機能等喪失時の体制に係る計画」の改正について

令和 2 年 3 月 27 日 R1

補足説明資料 1-11

安全・品質改革委員会について

安全・品質改革委員会に関しては、「安全・品質改革委員会規程」に以下の内容を定めている。

1. 目的

安全・品質改革委員会（以下「委員会」という。）は、以下を目的とする。

- (1) 会社全体の品質保証活動の実施状況を経営の観点から観察・評価し、その結果より全社の仕組みが機能していることを審議すること。
- (2) 上記の審議結果を踏まえ、社長が必要な指示・命令を与えることにより全社の品質保証改革を促進させること。

2. 構成

委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 社長が委員長となり、委員会を招集する。

なお、社長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により副社長執行役員がその職務を代行し、委員長となる。

- (2) 委員会の委員は、以下のとおりとする。

社 長
監査室長
青森地域共生本社代表
安全・品質本部長
地域・広報本部長
業務推進本部長
経営企画本部長
濃縮事業部長
埋設事業部長
再処理事業部長
技術本部長
燃料製造事業部長

5. 実施事項

委員会は1. の目的を達成するため、以下の事項について審議および観察・評価を行う。

- (1) 審議事項

委員会は以下の事項について審議する。

- a. 当社品質保証活動における課題のうち、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みの見直しに関する事項
 - b. 本条（2）報告事項において、全社の品質マネジメントシステム改善の観点から、特に対応の検討が必要な事項
 - c. 本規程および委員会の運営に関する事項
ただし、組織、役職等の名称変更、その他軽微な変更と委員長が認めた場合は除く。
 - d. その他、委員会が必要と認めた事項
- (2) 報告事項
- 委員会は以下の事項について観察・評価を行う。
- a. 監査室、安全・品質本部、各事業部および技術本部における全社での議論が必要な品質保証活動の実施状況および評価結果（有効性評価含む）（保安規定違反の対応、全社監視チームからの提言等）
 - b. 委員会における社長からの指示・命令への対応に関する事項

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-13

採用人数について

年度	採用人数（会社全体）	前年比の増減率
平成21年度	96	—
平成22年度	93	-3%
平成23年度	89	-4%
平成24年度	96	8%
平成25年度	74	-23%
平成26年度	81	9%
平成27年度	107	32%
平成28年度	129	21%
平成29年度	130	1%
平成30年度	156	20%

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-14

有資格者の人数の推移

資格	平成25年 10月	平成26年 7月	平成29年 5月	平成30年 4月	平成30年 9月	平成31年 2月
核燃料取扱主任者	40	35	29	30	37	35
第1種放射線取扱 主任者	147	130	138	126	113	108

令和 2 年 3 月 27 日 R3

補足説明資料 1-15

再処理施設における自然災害等，重大事故等及び大規模損壊対応に関する有資格者数

自然災害等，重大事故等及び大規模損壊対応に関する資格及びその有資格者数等を以下に示す。
 自然災害等，重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な資格に対し，有資格者数を確保している。
 今後も自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に必要な有資格者を確保していく。

資格名	主な用途※ 1	有資格者数※ 2
大型自動車	化学粉末消防車 大型化学高所放水車 消防ポンプ付水槽車 大型移送ポンプ車 可搬型中型移送ポンプ運搬車 ホース展張車 運搬車	1 8 3
大型特殊	ホイールローダ	1 0 0
中型自動車※ 3	軽油用タンクローリ 運搬車	4 1 1
2級小型船舶免許	小型船舶	2 2
けん引免許	けん引車	5 9
小型移動式クレーン※ 4	資機材運搬	1 5 4
危険物取扱者 (乙種第4類) ※ 5	燃料給油タンクローリ	7 5 5
玉掛け	資機材運搬	6 5 0
車両系建設機械	ホイールローダ	8 2

有資格者数：延べ2,416人

※ 1：使用用途等の詳細は、自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に関する条文に記す。

※ 2：令和2年3月1日現在における再処理事業部の当社社員の有資格者数。

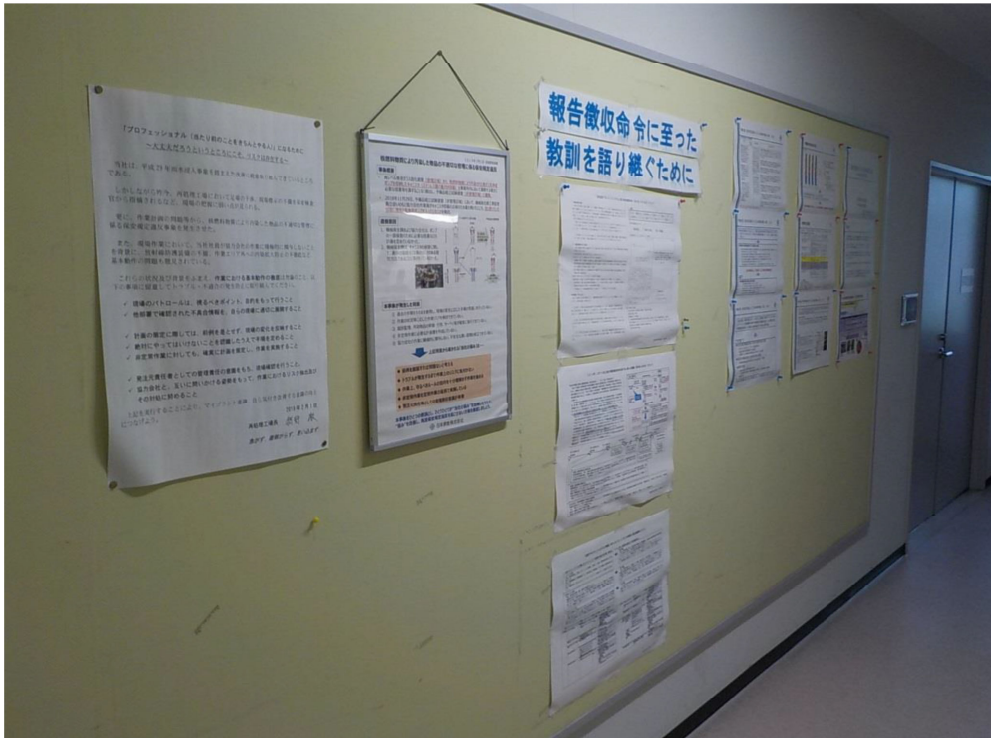
※ 3：中型自動車には、旧制度の普通免許の「中型車は中型車（8tに限る）」を含む。

※ 4：上位資格である「移動式クレーン運転士」を含む。

※ 5：上位資格である「危険物取扱者（甲種）」を含む。

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-16



掲示状態



パネル拡大
再処理事務所棟における不具合事例の掲示
(例：核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る保安規定違反)

令和元年 11 月 1 日 R1

補足説明資料 1-17

記 番 号	規程第 3 8 号— 3 9
制 定	1989 年 1 月 10 日
最 終 改 正	2019 年 9 月 6 日
施 行	2019 年 9 月 9 日
主 管 部 署	安全・品質本部 品質保証部 品質計画G

全社品質保証計画書 (抜粋)

日本原燃株式会社

- d. 必要な処置の決定および実施
- e. とった処置の結果の記録
- f. とった是正処置の有効性のレビュー

なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を4.2.3項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。

8.5.3 予防処置

- (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することも含む。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。
- (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
 - a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
 - b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c. 必要な処置の決定および実施
 - d. とった処置の結果の記録
 - e. とった予防処置の有効性のレビュー

なお、安全・品質本部長は、a項の活動において必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の未然防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を4.2.3項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。

令和 2 年 3 月 27 日 R1

補足説明資料 1-18

水平展開検討会について

水平展開検討会に関しては、「水平展開検討会運営要則」に以下の内容を定めている。

(検討会の機能・役割)

第7条 本検討会は、不適合および国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報について、迅速かつ円滑に水平展開を図るため、(1)～(4)の機能を持つ。

(1)～(4)における事務局および検討会の役割は以下のとおり。

(1) 情報入手

事務局は、1回/週以上の頻度で以下の情報を収集する。

- ・ 室、各本部・事業部で発生した不適合の情報
- ・ 「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」のトラブル情報等に掲載されたもののうち、トラブル情報、保全品質情報で水平展開の検討「要」に該当する情報
- ・ 原子力規制委員会のホームページ（「原子力規制委員会関連」、「技術情報検討会」、「事故・トラブル情報」）に掲載されたもののうち、国内外で発生した事故・トラブル等の情報、保安検査の実施状況で保安規定違反の情報
- ・ 加工メーカー等のホームページ（原子燃料工業、三菱原子燃料、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、日本原子力研究開発機構）に掲載されたもののうち、事故・トラブル等の情報
- ・ 上記のほか、室、各本部・事業部で入手した国内外で発生した事故・トラブル等の情報

なお、事務局は迅速に対応を要する重要な事象発生を確認した後は、適宜、当該事業者のホームページからトラブル情報を確認する。

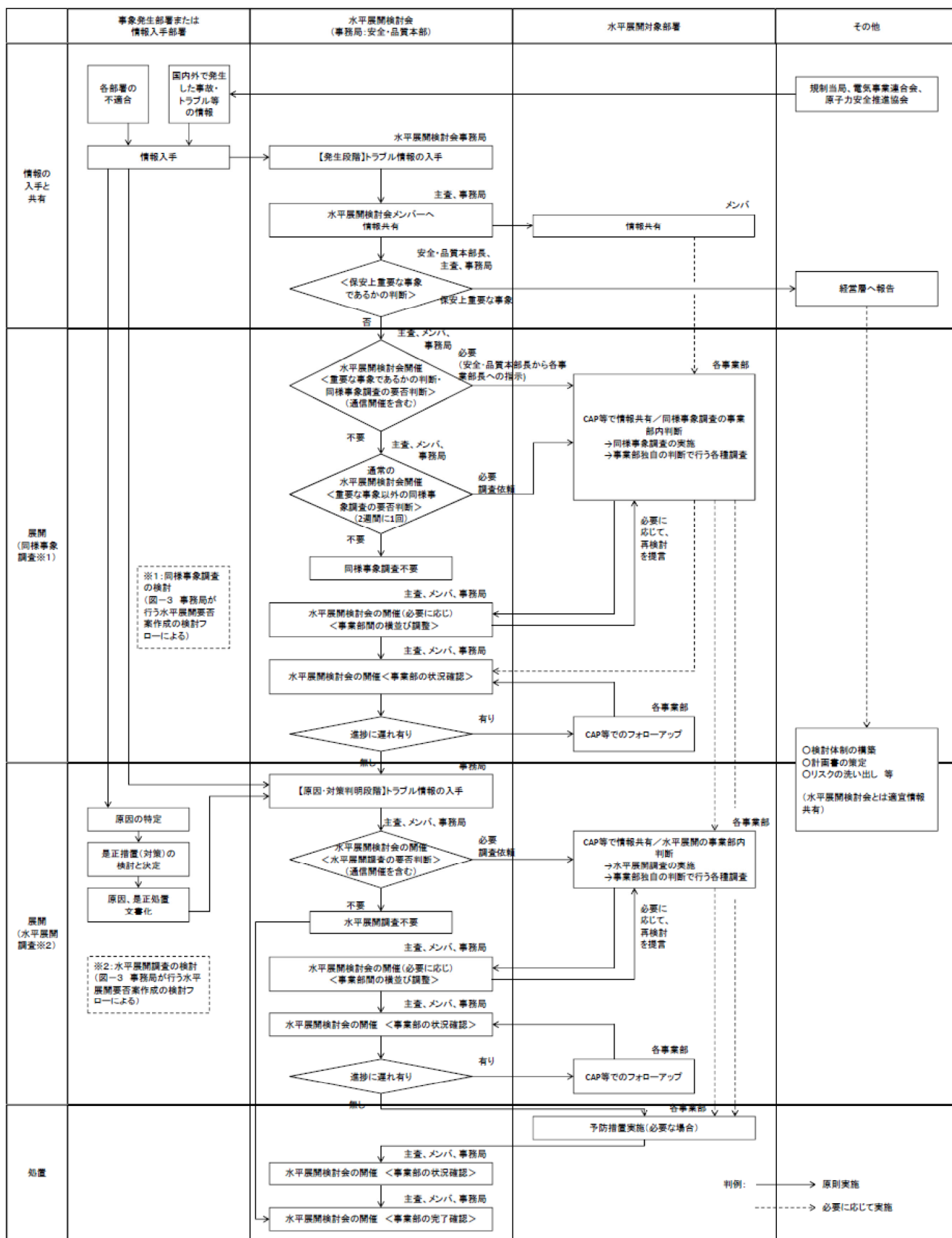


図-1 情報入手から水平展開までの基本フロー

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-19

水平展開検討会の開催実績（平成30年度）

月	日	内容	備考
4	11	各施設における予防処置活動の取り組み状況	
4	26		
5	10		
5	31		
6	14		
6	21		
6	28		
7	11		
7	26		
8	9		
8	21		
9	6		
9	20		
9	26		
10	4		
10	11		
10	18		
10	25		
11	1		
11	2		

水平展開検討会の開催実績（平成 30年度）

月	日	内容	備考
11	8	各施設における予防処置活動の取り組み状況	
11	15		
11	29		
11	30		
12	4		
12	6		
12	12		
12	19		
12	26		
1	9		
1	16		
1	23		
1	30		
2	6		
2	13		
2	20		
2	27		
3	6		
3	13		
3	19		
3	27		

水平展開検討会の開催実績（平成 31年度）

月	日	内容	備考
4	3	各施設における予防処置活動の取り組み状況	
4	10		
4	17		
5	15		
5	22		
5	24		
5	29		
5	31		
6	4		
6	12		
6	19		
6	26		
7	2		
7	10		
7	17		
7	24		
7	30		
8	6		
8	22		

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-20

過去3年間の海外派遣者実績について

年度	件名	派遣者数
2016 年度	IAEA 主催の Working Standard (実用標準) および LSD スパイクの調製方法に係る技術会議	2
	固形物収納体 (CSD-C) 受入基準に係る技術会議	1
	国際学会 (ESG2016) 参加	1
	韓国原子力研究所ワークショップ参加	1
	標準核物質の調達・輸送および技術情報の収集	3
	マンズフィールド財団主催会議「CIIS-Mansfield Forum」参加	1
	英国とのプルトニウム在庫量測定システムに係る会合	1
	米国 Tritech 社とのメンテナンスサポート契約に基づく試験および技術会合	1
	次世代再処理ガラス固化技術基盤研究事業におけるガラス組成等調査	1
	仏国 CEA との技術協力に関する会議参加	1
2017 年度	2017 年度 米国原子力学会年次大会参加	2
	保全関係専門家会議の調整および工場視察	3
	保全最適化に関するアレバとの意見交換およびラ・アーク再処理工場視察	1
	核物質管理学会 (INMM) 米国本部年次大会参加	1
	国際会議 (SmiRT-24) 参加	1
	米国 Tritech 社および米国ロスアラモス国立研究所との技術会合	2
	国際学会 (GLOBAL2017) 参加	1
	米国・カナダにおける原子力発電所のサイバーおよび核セキュリティ調査	1
	高レベル廃液濃縮設備の増設に係る基本設計の事前検討における技術会議	2
	プルトニウム在庫量測定システムに係る技術会合および国際原子力機関との保障措置会合	2

年度	件名	派遣者数
2018 年度	核セキュリティおよび保障措置に関する世界動向の収集と意見交換	1
	核物質管理学会（INMM）米国本部年次大会参加	1
	米国 Tritech 社および米国ロスアラモス国立研究所との技術会合	1
	国際保障措置シンポジウム参加	1
	原子力発電所のサイバー及び核セキュリティに関するイスラエル調査団参加	1
	ガラス固化技術の基盤研究事業等における米国関係者・有識者との意見交換	2
	ラ・アーク再処理工場における高レベル廃液濃縮缶の新設状況視察	2
	ラ・アーク再処理工場における高レベル廃液濃縮缶の運転状況視察	4

令和元年 9 月 27 日 R0

補足説明資料 1-21

品証技術基準規則を踏まえた品質マニュアルについて

当社における品質保証活動については、新規制基準施行前まではJ E A C 4111-2009 に基づき品質保証活動を実施してきた。今回の工認審査基準の施行(平成25年12月18日)を踏まえ、J E A C 4111-2009 から追加された要求事項について品質マニュアル(平成25年12月18日)に反映した。

主な変更内容は以下の通りである。

本審査資料 4. 設計及び工事並び に運転及び保守に係 る品質保証活動	本審査資料に係る品証 技術基準規則の 追加要求事項	品質マニュアルの 変更内容	保安規定第4条の3(品質 保証計画)の変更内容
品質マネジメントシス テム	第二条第2項第一号 QMSに安全文化を醸成 するための活動を行う仕 組みを含めること。	(1. 目的) J E A C 4111-2009 に 基づいた QMS に、安全文 化を醸成するための 活動を行う仕組みを 含めたQMS とすること に変更した。	未反映
品質方針及び品質目標	第十条及び第十一条 品質方針は、組織運営に 関する方針と整合的な ものであること。	(5. 3 品質方針) 追加要求内容を追加し た。	未反映
マネジメントレビュー	第十七条, 第十八条及び 第十九条 マネジメントレビュー のインプットとして、品 質目標の達成状況, 安全 文化の醸成及び関係法 令遵守の実施状況を追 加。	(5. 6. 2 マネジメン トレビューへのイン プット) 追加要求内容を追加し た。	未反映
調達管理	第三十六条, 第三十七条 及び第三十八条 調達要求事項として, 不 適合の報告及び処理, 安 全文化醸成活動に関す る必要な事項及び調達 要求事項への適合状況 を記録した文書の提出 等を追加。	(7. 4. 2 調達要求 事項) 追加要求内容を追加し た。	未反映

補足説明資料 1-22

記 番 号	規程第 3 8 号— 3 9
制 定	1989 年 1 月 10 日
最 終 改 正	2019 年 9 月 6 日
施 行	2019 年 9 月 9 日
主 管 部 署	安全・品質本部 品質保証部 品質計画G

全社品質保証計画書

(抜粋)

日本原燃株式会社

1. 目的

本計画書は、原子燃料サイクルの確立という社会的使命を銘記し、施設の安全確保の徹底を図るとともに社会の信頼および顧客の満足を得るよう、研究および開発、設計および工事ならびに運転・保守および輸送の各段階において適切な品質保証活動を実施するために安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を、社長をトップとして規定するものである。

また、本計画書は、「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定」、「濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定」、「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」および「再処理事業所再処理施設保安規定」にて、「全社品質保証計画書」として文書化するとした図書である。

2. 適用範囲、適用規格および規則

2.1 適用範囲

本計画書は、図 2.1「品質マネジメントシステム体制図」に示す組織（以下「室、各本部・事業部」という。）における原子力安全および製品品質に係る品質保証活動に適用する。

なお、本計画書のうち、下表に示す施設およびプロセスは、「品質マネジメントシステム－要求事項（JIS Q9001:2008）（ISO9001:2008）」の適用範囲から除外する。

本部・事業部名	項目	施設およびプロセス：除外理由
濃縮事業部 ・加工施設（濃縮）	7.5.2業務に関するプロセスの妥当性確認および製造・サービス提供に関するプロセスの妥当性確認	<u>濃縮六フッ化ウラン実現：製品の監視および測定にて製品要求事項を満たしているか検証可能である</u> <u>原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が実施する検証不可能な事項はない</u>
	7.5.5調達製品の保存および製品の保存	<u>原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が納入する物品はない</u>
	7.6監視機器および測定機器の管理	<u>原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が製品の監視測定で使用する機器はない</u>
埋設事業部	7.3設計・開発	<u>将来の埋設施設に係る技術開発：製品が特定される前の技術開発である</u>
再処理事業部および技術本部 ・廃棄物管理施設	7.3設計・開発	<u>返還廃棄物の受入れ・貯蔵の役務、契約に基づき提出する報告書等：当該施設の保守・改良工事が、「6.3インフラストラクチャー」の要求事項に対応するものであり、製品の設計に当たらない</u>
	7.5.2業務に関するプロセスの妥当性確認および製造・サービス提供に関するプロセスの妥当性確認	<u>廃棄物管理施設：ガラス固化体の貯蔵状態を監視および測定により、その妥当性を確認するとともに、貯蔵した後の搬出時においても健全性を検証することが可能である</u>

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 各職位は、本計画書に従って、2.2項の適用規格および規則の要求事項を満たす品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 各職位は、次の事項を実施する。

- a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図4.1に示す。
- b. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
- c. これらのプロセスの運用および監視の支援をするために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
- d. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- e. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
- f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
- g. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

(3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。

- a. プロセスおよび各施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
- b. プロセスおよび各施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
- e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度